

一時支援金

緊急事態宣言の影響緩和

一時支援金の概要

- 2021年1月に発令された緊急事態宣言※1に伴う飲食店の時短営業や不要不急の外出・移動の自粛により、売上が50%以上減少した中小法人・個人事業者等の皆様に、「緊急事態宣言の影響緩和に係る一時支援金」（一時支援金）を給付いたします。

美容サロンも対象になります

給付対象について

ポイント1 緊急事態宣言に伴う**飲食店時短営業又は外出自粛等の影響**を受けていること※2

ポイント2 2019年比又は2020年比で、2021年の1月、2月又は3月の**売上が50%以上減少**していること

給付額 = 2020年又は2019年の対象期間の合計売上 - 2021年の対象月の売上 × 3ヶ月

中小法人等 上限 **60**万円

対象期間 **1月～3月**

個人事業者等 上限 **30**万円

対象月 対象期間から**任意**に選択した月※3

申請受付期間 2021年 **3月8日** (月) ~ **5月31日** (月)

※1 新型インフルエンザ等対策特別措置法（平成24年法律第31号）第32条第1項の規定に基づき令和3年1月7日に発令した「新型コロナウイルス感染症緊急事態宣言」

※2 緊急事態宣言の再発令に伴い、緊急事態宣言の発令地域（以下「宣言地域」という。）の飲食店と直接・間接の取引があること、又は、宣言地域における不要不急の外出・移動の自粛による直接的な影響を受けていること

※3 対象期間内に、2019年又は2020年の同月と比べて、緊急事態宣言の影響により事業収入が50%以上減少した月

例：申請の対象となる条件

	2019年	2020年	2021年	
① 1月	100万円	90万円	(ア) 50万円	2019年との比較で50%以上減なので申請が可能
② 2月	90万円	70万円	(イ) 50万円	過去2年のいずれにも該当しないので対象外
③ 3月	80万円	90万円	(ウ) 45万円	2020年との比較で50%以上減なので申請が可能
計	(A)270万円	(B)250万円		

①又は③を対象期間として申請することが可

例：給付額の計算と給付上限額

	2019年	2020年	2021年	
① 1月	100万円	90万円	(ア) 50万円	2019年との比較で50%以上減なので申請が可能
② 2月	90万円	70万円	(イ) 50万円	過去2年のいずれにも該当しないので対象外
③ 3月	80万円	90万円	(ウ) 45万円	2020年との比較で50%以上減なので申請が可能
計	(A)270万円	(B)250万円		

①又は③を対象期間として申請することが可

給付額計算	(A) - (ア) × 3 = 120万円 (B) - (ウ) × 3 = 115万円	⇒ 給付額：法人の場合60万円、個人の場合30万円
-------	--	---------------------------

計算方法は下記のサイトの 20.21 ページを参照

https://www.meti.go.jp/covid-19/ichiji_shien/pdf/summary.pdf?0301

注意

- 申請手続きは原則インターネットで行います。
インターネットの環境が無い方は「申請サポート会場」（横浜市中区）をご利用ください。
- 申請する前に「登録確認機関」（地元商工会議所、商工会、農協、取扱金融機関、税理士、会計士、行政書士）で書類の事前確認が必要です。
- 手続きに関しては必要書類等の提出が必須になります。
詳細は上記「登録確認機関」でご相談ください。
- 相談窓口 0120-211-240 8時30分～19時00分（土日、祝日含む全日対応）

https://www.meti.go.jp/covid-19/ichiji_shien/index.html

※制度が完全に確立していないため今後変更もあり得ます